

令和7年度国立嘉義大学との文化交流促進事業運営業務 企画提案プロポーザル実施要領

この要領は、「令和7年度国立嘉義大学との文化交流促進事業運営業務」を委託するに当たり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務名

令和7年度国立嘉義大学との文化交流促進事業運営業務

2 業務内容等

- (1) 業務の内容：別添仕様書（案）のとおり
- (2) 契約期間：契約締結日から令和8年1月30日（金）まで
- (3) 委託料限度額：3,300,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）

3 応募の資格

- (1) 県内に事務所等を有する事業者・団体（法人格の有無は問わないが、任意の団体にあつては、原則として1年以上継続して活動し、規約及び役員名簿が整備されていること。）
- (2) 企画提案書の提出時まで、令和5～7年度愛媛県製造の請負等に係る競争入札参加資格者名簿に登録済み又は登録が予定されていること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札参加者の資格）の規定に該当しないこと。
- (4) 企画提案書の提出時において、愛媛県から競争入札への指名停止を受けていないこと。
- (5) 企画提案書の提出時において、会社更生法に基づく更生手続き開始の申し立て、民事再生法に基づく民事再生手続き開始の申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 企画提案書の提出期限の日前6月間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されていないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行う者でないこと。

4 企画提案について

- (1) 参加申し込み
参加希望者は、次により「企画提案プロポーザル参加申込書」（様式第1号）を提出すること。
 - 提出期限：令和7年6月9日（月）午後5時（必着）
 - 提出方法：メール又はFAX※送付後、到達を確認するため、下記【提出先】まで電話すること。
- (2) 質問及び回答
質問がある場合は、上記（1）と併せて「質問書」（様式第2号）を提出すること。
なお、回答は、個別具体の提案内容を除き、参加申込者全員に対し行う。
- (3) 企画提案の提出
 - ①企画提案書の規格・構成等
 - ・原則A4判で作成すること。
 - ・「企画提案書の提出書及び申告書」（様式第3号）を提出すること。

- ・企画提案書の構成は任意とするが、予算についても提案するとともに、別添の仕様書を踏まえた提案内容とし、数値目標（参加者数、満足度など）を設定すること。

②提出部数

8部（正本1部、副本7部）

③提出期限及び提出先

○提出期限：令和7年6月30日（月）午後5時（必着）

○提出方法：持参（土・日、祝日を除く）または郵送

5 選 考

提案のあった企画について、選考委員会を設置し、下記審査基準に基づき書面審査を行う。

（1）審査基準

項 目	審査のポイント	配 点
実施体制、遂行能力等	・業務を円滑に実施できる体制となっているか。 ・全体スケジュールが具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。 ・本業務と類似の業務の受注実績、内容は十分か。	10点
企画提案内容	・事業趣旨を理解した提案となっているか。 ・適切な運営管理体制となっているか。 ・嘉義大学関係者及び当事業関係者等への配慮、連絡・調整が可能な体制となっているか。 ・実施方法が具体的かつ実現可能なものとなっているか。	10点
	【地元住民等との交流リサーチ】 ・伊予市の農林水産業や、食文化等についてリサーチできる内容となっているか。 ・リサーチにおける、交流プログラムが具体的かつ適当な内容となっているか。 ・地元高校生、地元産業関係者及びえひめ森林公園関係者など、網羅的に交流が図れる体制となっているか。	20点
	【作品制作・展示】 ・リサーチ内容をアウトプットすることができる内容となっているか。 ・嘉義大学の学生が、地域住民等と地元特産品等を有効活用して交流できる内容となっているか。 ・作品制作及び展示設営等が実施可能な体制となっているか。	20点
	【招へい・アテンド】 ・行程内容及び交通手段は適切な内容となっているか。 ・安全対策は十分想定されているか。 ・県内滞在期間中の通訳体制は適切なものとなっているか。	20点
数値目標	・適切な数値目標が設定されているか。	10点
費用計上	・内容に対して妥当な費用計上がなされているか。 ・経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。	10点
合 計		100点

(2) 審査結果

応募者全員に審査結果を文書で通知する。ただし、順位や採点結果等の審査内容については公表しない。

(3) その他選考に係る留意事項

- ①次に該当する場合は企画提案書の提出を無効とする。
 - ・企画提案書や申告書に虚偽の記載をした場合
 - ・参加条件を満たさない場合や選考過程で参加条件を満たさなくなった場合
- ②提出後の企画提案書については、原則として記載内容の変更はできない。
- ③提出された企画提案書は返却しない。
- ④企画提案書の作成及び提出、面談等に伴う費用は、全て企画提案者の負担とする。
- ⑤企画提案プロポーザル参加申込書の提出後、参加を辞退する場合は下記まで連絡すること。
- ⑥提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本業務の委託契約の手続きを行うものとする。
- ⑦嘉義大学から招へいする学生及び教員の人数については、参加申込後、提示する。

6 契 約

- (1) 選定された受託候補者と、提出された企画提案を基に業務について協議を行い、仕様書を作成する。したがって、協議の過程で提案内容を一部変更する場合がある。
なお、協議が整わなかった場合は、次点者と協議を行うものとする。
- (2) 協議のうえ決定した仕様書に基づき、受託候補者から見積書を徴し、予定価格の範囲内であることを確認して契約を締結する。(契約保証金は愛媛県会計規則第152条から第154条までの規定により取り扱う。)
- (3) 契約条項等については、別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)の規定に準ずることとする。
- (4) 契約書は書面によるほか、えひめ電子契約システムを活用した契約締結(以下「電子契約」という。)が可能である。契約締結候補者となった場合に電子契約を希望する場合は、参加希望書の提出期限までに電子メール(bunkashinko@pref.ehime.lg.jp)にて「電子契約同意書兼メールアドレス確認書」を提出すること。
- (5) 契約の相手方が決定したときは、決定した日から5日以内(土日、祝日は含まない。)に契約書を取り交わすものとする。
- (6) 契約書及び契約に係る文書に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (7) 契約者が契約の相手方と契約書に記名して押印(電子契約の場合は、電子署名)しなければ、本契約は確定しないものとする。

7 スケジュール

- | | |
|----------|-----------------|
| 5月29日(木) | 募集開始 |
| 6月9日(月) | 参加申込書及び質問書の提出期限 |
| 6月16日(月) | 質問への回答 |
| 6月30日(月) | 企画提案書の提出期限 |
| 7月中旬 | 委託業者の決定 |

【問い合わせ先・提出先】

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県観光スポーツ文化振興課 文化振興グループ

電話 089-947-5480 F A X 089-913-2617

E-mail bunkashinko@pref.ehime.lg.jp